

保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは

本制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格を取得して、卒業後に保育士登録を行い、千葉県内において保育士の業務に従事しようとする方に無利子で修学資金を貸付する制度です。



対象者 次の条件のいずれも満たしている方となります

- ① 県内(千葉市内を除く)の指定保育士養成施設に在学する方
県外または千葉市内の指定保育士養成施設に在学する方で、県内に住所を有している方
千葉市の養成施設に在学し、県外に住所を有する方
- ② 養成施設の推薦を受ける方
- ③ 養成施設を卒業後、県内の保育所等で児童の保護等(保育等の業務)に5年間継続して従事する意思のある方(週20時間以上の勤務)
★保育所等とは、保育所・幼稚園(預かり保育を常時実施している施設)・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業等
※雇用形態がパート・アルバイトの方は、週20時間以上且つ月80時間以上勤務が必要です
- ④ 他の都道府県等から同種の修学資金等を借り受けていない方(本会の同種の資金も含む)

貸付額 月額5万円以内(総額120万円以内)

本人の希望により次の加算をすることができます。

- ① 入学準備金:20万円以内
- ② 就職準備金:20万円以内
- ③ 生活費加算:生活扶助基準の居宅(第1類)の該当区分額以内
(生活保護受給世帯の方またはそれに準じる世帯の方に限る)

貸付期間 原則2年間

※但し、修学期間が2年を超える場合、総額120万円以内であれば2年以上の修学期間に分けての貸付が可能です。

貸付利子 無利子

連帯保証人 必要(1名)

返還免除 次の条件をいずれも満たした場合、貸付金の全額が返還免除となります

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、千葉県内の保育所等*へ就職する
- ② 県内の保育所等*で、5年間継続して児童の保護等(保育等の業務)に週20時間以上の勤務に従事する
※養成施設を退学または所定の期間前に児童の保護等(保育等の業務)を辞めた場合は、貸付金を返還しなければなりません。

申込方法 養成施設を通じて千葉県社会福祉協議会までお申し込みください

詳しくは、千葉県福祉人材センターホームページ内の「保育士修学資金貸付制度の手引き」をご確認ください。

お問合せ先・申込先

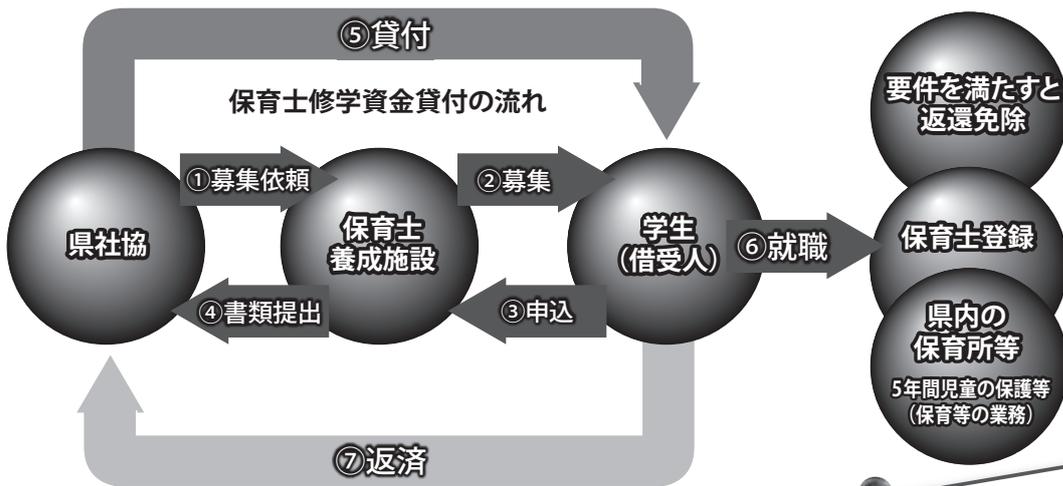
千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター
人材確保貸付担当 TEL 043-306-7572 〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 1F <https://www.chibakenshakyo.net/>



2023.4.ver

保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付の流れ



要件を満たすと
返還免除

保育士登録

県内の
保育所等

5年間児童の保護等
(保育等の業務)

Q 他の貸付事業と併給することはできますか？

A 国庫補助で実施されている貸付事業（生活福祉金、母子寡婦福祉資金等）や日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンなどの併用は原則できませんが、生活保護世帯など併用できる場合もあります。

Q 保育士修学資金貸付の対象となる養成施設を教えてください。

A 千葉県内の養成施設は下記の通りです。千葉県外にある養成施設については、入学を予定している養成施設にお問合せください。

Q 千葉県外の養成施設に入学する場合、千葉県の保育士修学資金貸付を申請することはできますか？

A 県外の養成施設へ入学する場合、県内に居住（住居登録）されていないと申込不可です。

貸付額

- 学費相当：5万円以内（月額）
- 入学準備金：20万円以内（初回）
- 就職準備金：20万円以内（最終回）

※生活保護世帯やこれに準じる経済状況にあると認められる場合には、生活費加算を貸付することができます。

貸付対象

厚生労働大臣及び千葉県知事が指定した養成施設（大学、短期大学、専門学校）に入学し、卒業後、千葉県内の保育所等★において保育士として業務に従事しようとする方。

返還免除の要件

下記の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります。

- ①養成施設を卒業後1年以内に
- ②保育士の登録をし
- ③千葉県内において
- ④児童の保護等（保育等の業務）に従事し
- ⑤以後5年間当該業務に従事した場合

申請手続き

入学後に養成施設（大学・短大・専門学校）が取りまとめ、手続きを行います。申請には養成施設の推薦が必要となります。

※申込みにあたり連帯保証人が必要です。

●千葉県内の指定保育士養成施設

学校名	課程名	お問い合わせ先
聖徳大学	教育学部児童学科（昼間主コース）（夜間主コース） 教育学部教育学部（昼間主コース）（夜間主コース） 心理・福祉学部社会福祉学科 短期大学部保育科第一部・第二部	047-365-1111
	通信教育部教育学部児童学科 通信教育部児童学部児童学科 短期大学部通信教育部保育科	047-365-1200
川村学園女子大学	教育学部幼児教育学科	04-7183-0114
城西国際大学	福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コース	0475-55-8838
和洋女子大学	人文学部こども発達科 家政学部家政福祉学科児童福祉コース	047-371-1123
	メディアコミュニケーション学部こどもコミュニケーション学科	04-7152-0661
流通経済大学	社会学部社会学部保育士養成コース	047-340-0001
清和大学	短期大学部こども学科	0438-30-5522
千葉敬愛短期大学	現代子ども学科保育コース	043-486-7111
昭和学院短期大学	人間生活学科こども発達専攻	047-324-7115
東京経営短期大学	こども教育学科	047-328-6161
江戸川学園おおたかの森専門学校	教育・社会福祉専門課程こども福祉学科	04-7155-2691
成田国際福祉専門学校	保育士学科	0476-26-1511
淑徳大学	総合福祉学部教育福祉学科	043-265-7331
植草学園大学	発達教育学部発達支援教育学部保育士コース	043-233-9031
千葉大学	教育学部学校教員養成課程乳幼児教育コース	043-290-2503
千葉明德短期大学	保育創造学科	043-265-1613
植草学園短期大学	こども未来学科	043-233-9031
千葉経済大学短期大学部	こども学科保育コース	043-255-4370
千葉女子専門学校	保育科	043-266-1525
千葉こども専門学校	保育科	043-233-6781
大原医療保育福祉専門学校千葉校	こども保育学科	043-290-0008
船橋情報ビジネス専門学校	こども学科	047-425-1051

保育士養成施設にお問合せいただくか、下記ホームページをご覧ください。

千葉県福祉人材センターホームページ <https://www.chibakenshakyō.net/>

